

第5回県立あすなろの郷検討委員会資料【議事】

資料1	各施設・機能に係る論点	1
資料2	各施設の想定定員の例示（重心施設は除く）	2
資料3	建て替え後の施設の運営主体（案）	4
資料4	民間・地域（在宅）との連携体制の構築（案）	5
資料5	地域の受け皿整備と地域の連携支援（例）	6
資料6	土地利用方策（参考例）	7

各施設・機能に係る論点（各委員からの意見要旨）

セーフティネット棟

〔対象者〕

・あすなろの入所者だけでなく、県全体のニーズに対応すべき

〔規模〕

・150名ぐらいでよい
(経営上効率的な1施設の規模は、入所40名、通所20名)

医療

〔規模〕

・重心、30名から40名程度
・茨城福祉医療センターへの移行の働きかけは続けるべき

〔人員体制〕

・マンパワーに限界があるので、高齢・促進センターにも医療人員を振り分ける。在宅支援も将来的に進める
・医療スタッフの維持のためにも重心は必要

〔その他〕

・高齢化棟の隣接がよい
・茨城福祉医療センターとの連携をもっと進めるべき

促進センター（仮）

〔対象者〕

・現利用者の全員を対象にすべき。
・人生の8割を入所しか知らない利用者に対しては、相当な熱意とスキルが必要

〔規模〕 ←論点：促進センターの規模

・50名×2施設の100名ぐらいがよいのは
・将来的な訓練棟としては30名ぐらいでは
・地域の受け皿整備が前提となる

〔運営・人員体制〕

・職員が当初から関わることで責任が出てくる
・コーディネート機能はセンター設置前から必要
・断続勤務など、変則勤務体制も導入すべき
・補助的な業務での高齢者の活用の検討
・あすなろの退職者の活用を導入すべき
・人材バンクとしてOBや有資格者を確保・活用すべき

〔民間・地域等との連携〕

・人事交流があると民間側も事務員の人材育成になる
・ランチ機能として各地域に相談事業所があると、地域移行等も進みやすい

在宅

〔県などの支援〕

・医療のバックアップ。民間等への茨城福祉医療センターからの派遣制度の検討
・行動障害者向けのハード面(個室化・強度化)への支援

〔その他〕

・GHに移行するだけでは何も解決しない。20・30年後の県全体のセーフティネットを作るべき
・ボランティア等地域の人材の活用、福祉サービスの組み合わせの検討

高齢化棟

〔対象者〕 ←論点：年齢か身体機能か

・身体機能で区切ると「高齢化棟」ではなくなる。年齢を基準としてよいのでは。
・高齢になると、健常者と差は少なくなる。
・65才以下で医療的ケアのみが必要な方は、身障施設で対応してもらうのがよい
・新しい取組なので、既存老人福祉施設に対する研修機能も担うべき

〔規模〕 ←論点：高齢化棟の規模

・40～50名×2施設程度(100名以上は無理)
・1施設は50名が限界
・20年後ぐらいには高齢者も減る。介護施設が障害者を受け入れる時代になるはず。
・将来的に首都圏から高齢者を受入る手法も
・現医療体制でどこまで見られるかという視点も

〔障害サービスと介護保険との関わり〕

・介護保険では障害支援区分にかかわらず、報酬が一律になるのが問題
・介護保険適用前の方向けの障害サービスの提供も必要か

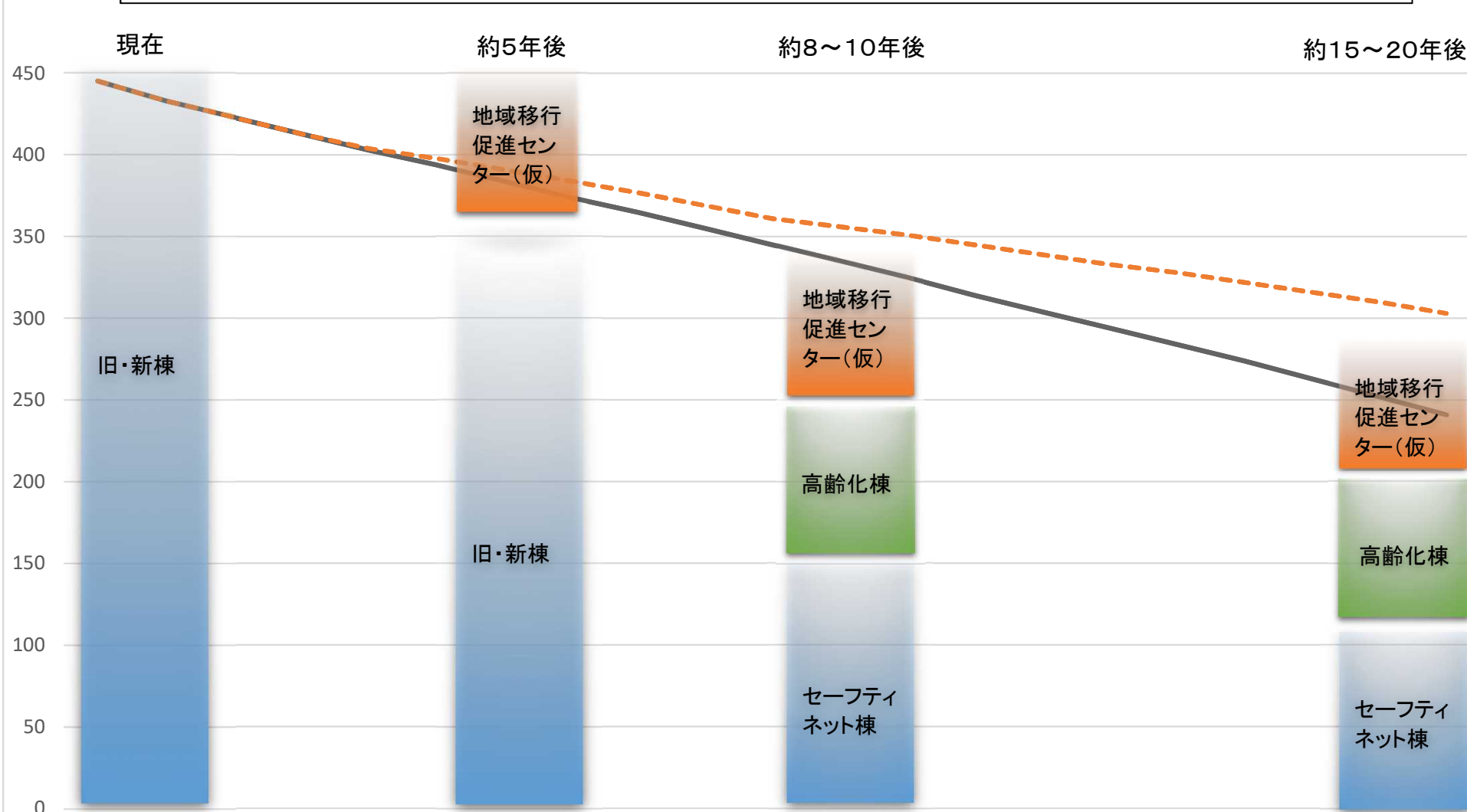
〔運営主体〕 ←論点：民間等との連携

・運営は特養と同じになるのでは。
・支援の継続性から事業団がやるべき
・コンペの実施も検討すべき(事業団+プロポーザル)
・老人系施設、あすなろの場所に限定しなければ民間でも手をあげるかも
・医療機関との連携(民間も含めたシステム)

各施設の想定定員の例示について(重心施設は除く)

資料2

今後20年間の全体傾向をもとに各施設の想定定員を例示(地域移行促進センター(仮)設置まで暫定定員として据え置き)



※地域移行等の取組状況や、国の計画や制度改訂などを踏まえ、概ね3~5年ごとに見直しを行っていく。

各施設の想定定員の例示について（重心施設は除く）

（想定定員）地域移行促進センター（仮）設置まで暫定定員として据え置き

	5年後（H33・34頃）	10年後（H38・39頃）	20年後（H48・49頃）
地域移行促進センター（仮）	80～100	80～100	60～100
高齢化棟	-	80～100	80～100
セーフティネット棟 （（既存）新棟・旧棟）	350～370	140～200	100～150
計	450	340～360	240～300
グループホーム等 （地域移行等延べ）	-	90～110	150～210

※グループホーム等には自然減と新規入所者数の差を含む

（考え方）

現状（H28.10）	5年後（H33・34頃）	10年後（H38・39頃）	20年後（H48・49頃）
○現員 445名 ・重度加算Ⅱ 212名 ・50～59歳 102名 ・60～64歳 69名 ・65歳～ 52名	先行して地域移行促進センター（仮）を設置。 <u>猶予期間として現状と同程度（約450名）とする。</u> （暫定定員）	この時期までに高齢化棟の設置。地域移行等を進め、順次セーフティネット棟からチャレンジを図る。（この頃旧棟廃止）	地域移行等を引き続き推進。促進センターの一部については、民間と連携した訓練施設や在宅支援、研修への転用などを検討。
○定員 462名 （新棟150名、旧棟312名）	○促進センター 80～100名 ○（既存）新棟・旧棟 350～370名 計 450名	○促進センター 80～100名 ○高齢化※ 80～100名 ○セーフティ（既新棟等） 140～200名 計 340～360名 ○地域移行等延べ 90～110名	○促進センター 60～100名 ○高齢化 80～100名 ○セーフティ（既新棟等） 100～150名 計 240～300名 ○地域移行等延べ 150～210名

※高齢化棟については、地域移行等や入所者の高齢化等の状況を踏まえ、時期については前倒しもありうる。

建て替え後の施設の運営主体について（案）

想定される各施設・機能の検討

施設・機能	運営主体	立地	備考
セーフティネット棟 (最重度居住サービス)	現在のスキル・ノウハウを生かし、さらに人材を育成していく上で、継続して <u>事業団</u> が担う	あすなろの郷敷地内	既存新棟の活用
高齢化棟（高齢障害者 居住サービス）	<u>事業団</u> の自主事業として、また専門性の高い <u>民間事業者</u> の活用も検討	あすなろの郷敷地内 又は協力施設	平成 30 年度に予定されている厚労省の介護と障害との一体化を見据え検討
地域移行促進センター (仮)	利用者一人一人を把握し、民間・地域とのコーディネートを担当するため、 <u>事業団</u> が担う	あすなろの郷敷地内	民間施設職員との人事交流も検討
医療	引き続き <u>事業団</u> が担うものの、専門的な医療機関との連携を進める	あすなろの郷敷地内	高齢化棟の隣接が望ましい
在宅支援・グループホーム等	<u>事業団</u> と民間との連携による在宅支援の実施、 コーディネートは促進センター(<u>事業団</u>)が行う	あすなろの郷、各地域	県は地域の受皿整備や民間施設や地域との連携への支援を進める

※施設の建て替え整備については、運営主体と協議の上、県又は県支援による運営主体が実施。なお、建て替えは段階的に進める。

運営主体（事業団）について

現場の声を踏まえながら、利用者のサービス向上や職員のモチベーションやスキルアップが図れる仕組みづくりに努めるとともに、民間や地域との連携を通して、退職者の活用も含め、人材の確保・育成等を進めていく必要がある。

指定管理制度について

運営主体（事業団）の自立的経営を目指す「利用料金制」を導入するとともに、将来的には施設の移譲も視野に入れる。

地域の受皿整備と地域の連携支援（例）

「オール茨城」で地域移行等を促進するため、県が民間のグループホーム（GH）等の設置・運営等に支援を行い地域の受皿整備を図るとともに、地域の民間施設や在宅支援サービス等との連携体制を支援する。

（1）地域の受皿整備

○想定される支援の例（長野県、大阪府、神奈川県、千葉県の事例）

- ・グループホーム等整備事業補助 ⇒西駒郷加算（補助率 1/2→2/3）
- ・重度障害者の受入れに対する加算
- ・GH等体験の場に対する整備費補助・体験補助
- ・日中活動（就労・通所）等整備費補助
- ・余暇活動等補助
- ・相談支援センターの設置補助
- ・GH整備に関し、定員の半数以上の利用者を府立施設から受け入れる場合の人件費や家賃等の運営費補助（3年間）
- ・GHの事業者へ基準を超えて職員配置した場合への助成
- ・入所施設からGHへの移行支援及び助成、家賃補助等
- ・県立施設から行動障害者を引き受ける際の、民間施設改修、GH整備、職員追加配置への補助

（例示）

「長野県グループホーム等整備事業」

- ・GH整備補助対象経費（上限）
新築 2,000万円 改修 1,000万円
- ・補助率 県 1/2 設置主体 1/2
西駒郷からの受入：1/6 加算上乗せ

※H16 当時

⇒論点：茨城県にとって
優先度の高い支援

（2）地域の連携支援

○想定される支援の例

- ・自立支援協議会と連携したサービス向上体制整備（在宅支援サービスを含む）
- ・地域生活移行者等フォローアップ連絡会議（仮）の設置・運営
- ・事業団による地域移行時訪問や定期訪問の実施、ケア会議等への参画

土地活用方策について（参考例）

あすなろの郷の敷地は、埋蔵文化財包蔵地を含むため新たな土地開発には制約であり、新たな施設の設置場所についても、既施設周辺となる見込みである。また、土地活用の参考例を示す。

- (1) 埋蔵文化財包蔵地
 - ・ 杉崎権現古墳，コロニー古墳群，大平古墳群
 - 山林部分については未調査
- (2) 新たな施設の設置場所
 - ・ 新棟（H15 築）との連携を鑑み，その周辺地域が想定される。
 - 土地利用調査等を踏まえ，基本構想で決定予定。
- (3) 土地活用の参考例
 - ・ ワイン醸造所（葡萄畑）
 - ・ 地域交流，自然体験・観察の森
 - ・ 障害者スポーツ支援拠点
 - ・ 歴史公園

※利用者等のプライバシーや安全面についても，十分配慮していく。

あすなろの郷 ガイドマップ

